

新温泉町条例第33号

新温泉町日本酒の普及の促進に関する条例

新温泉町は、但馬杜氏の郷であり、その匠の技で多くの銘酒を生み出してきており、日本酒と深いかかわりがある。

日本酒による乾杯等日本酒の普及を促進することにより、日本酒の消費を拡大するとともに、後世に卓越した伝統技能を継承することにつながり、もって日本四大杜氏としての但馬杜氏の名声を高め、新温泉町を元気にする。

よって、ここに新温泉町日本酒の普及の促進に関する条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、日本酒による乾杯等日本酒の普及を促進することにより、酒造業その他関連産業の発展及び郷土愛の醸成を図り、もって但馬杜氏の名声を高めることに寄与する。

(町の役割)

第2条 町は、日本酒の普及の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第3条 本町は観光の町であり、観光産業関連事業者は、日本酒の消費拡大につながる普及の促進に取り組むよう協力する。

(町民の協力)

第4条 町民は、町及び事業者が行う日本酒の普及の促進に関する取り組みに協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。